文書番号: JRCA F5530-初版

食品安全マネジメントシステム要員認証に係わる 再審査申立てに対する取扱い手順

制 定:2019年 2月 1日

一般財団法人 日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

1.	適用範囲	1
2.	引用文書	1
3.	定義	1
4.	再審査申立てを行うための条件	1
5.	当センターの役職員の義務	2
付則	J	2
付属	書 1	3
生	2. 办宁房麻	1

食品安全マネジメントシステム要員認証に係わる

再審査申立てに対する取扱い手順

1. 適用範囲

この手順は、一般財団法人 日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター(以下、当センターという)が行う、食品安全マネジメントシステム審査員の評価登録、登録の維持に関する決定(以下、評価登録の決定と総称する)に対する再考の申し立ての方法と、当センターがそれを処理する手順を定める。

2. 引用文書

JRCA F3500 食品安全マネジメントシステム要員認証に係わる評価委員会運営規則 JIS Q 17024 適合性評価 – 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項

3. 定義

この手順で用いる用語の定義は次の通りである。

3.1 再審査申立て

評価登録の決定の通知を受けた登録申請者、候補者、登録者(以下、申請者と総称する)が、その決定を承服せず、すでに提出している申請書類を補足するものと見なせる資料(追加提出資料)を提出することにより、当初の申請内容に変更を加えることなく再度の審査を文書により求めること。

3.2 異議申立て

当センターへの登録申請者又は登録された審査員等が、評価登録に係わる当センターの 決定に対して再考を求めること。(再審査申立ては含まない)

(注1) この手順では、JIS Q 17024の「異議申立て」に相当する申し立てのうち、 評価登録の決定の変更を求める申し立てを、再審査申立て、とし、再審査申立 てに当たらない「異議申立て」を、異議申立て、とした。

4. 再審査申立てを行うための条件

- 4.1 再審査申立てを行う申請者は、次のすべての条件を満たさなければならない。
 - ① 当センター所長が「不合格」もしくは「条件付合格」の判定を下した申請者であること
 - ② その判定結果の通知から3カ月以内に申立てを行った申請者であること
 - ③ 再審査申立てを行う時点で、異議申立てを行っていない申請者であること
 - ④「条件付合格」の判定を受けた申請者は、登録の手続きをとっていないこと
- 4.2 再審査申立てを行う申請者が提出する追加提出資料は、当初の申請時に提出することが可能だったと見なされる資料でなければならない。
- 4.3 再審査申立てを行う申請者は、当初の申請においては申請しなかった事項に関して再審査を求めることはできない。

- 4.4 再審査は、申請者からの再審査申立てを求める文書の提出(様式; JRCA F5530 付属書 1)を受けた直近の評価委員会において、JRCA F3500により行い、当センター所長が、決定する。
- 4.5 再審査申立ては、前項における結果の通知をもって完了する(再度の再審査申立てを行うことはできない。)

5. 当センターの役職員の義務

当センターの役職員は、再審査申立てを行う申請者あるいは、関係者の行為を妨げてはならない。

付則

この手順は、2019年4月1日から施行する。

付属書1

一般財団法人 日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)御中

申請日: 年 月 日

再審査申立て申請書

私は、通知いただいた判定結果(不合格又は条件付合格)に不服のため、貴センターが定める再審査申立てに対する取扱い手順(JRCA F5530)に従い、下記の通り、食品安全マネジメントシステムの審査員登録審査の再審査を申請致します。

	受理番号又は登録番号		,		`
			()
	氏名 (ふりがな)				
由					
申請者情報	住所 〒				
者					
報					
	TEL				
	IEL				
	e-mail				
涌	通知の発行日				
知			年	月	日
通知内容	通知の種類		不合格通知]	
台			条件付合格	通知	
		再審査申立て内	 容		
		追加資料内容			

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年2月1日	・日本規格協会 JRCA F5530 改定 1 版を承継し、日本 要員認証協会設立に伴い新規制定。